

評議員選考に関する細則（2023年度）

（1）評議員選考の対象となる者は、下記の要件を全て満たすものとする。

1. 評議員となる時点で卒業後 10 年以上である。
2. 評議員 2 名の推薦を得ている。
3. ヘルニアの手術に 100 件以上術者あるいは指導的助手として関与している。
4. 申請者は学術刊行物にヘルニアに関する研究論文を筆頭論文として 1 編以上必要とする。この論文は評議員選考委員会の審査によって、内容及び掲載誌が適当であると認められたものでなければならない。

I. 原則として論文が業績として認められる学術刊行物

(1)日本ヘルニア学会誌

(2)医学中央雑誌、または MEDLINE に掲載されているもの

(3)著書またはガイドライン

付：上記学術刊行物であれば原著論文，症例報告，研究速報，総説(注)はいずれも可とする。

(注)総説の内容が“今日の話題”のような簡略なものや症例提示のみの論文、批評などは不可

II. 原則として論文が業績として認められない学術刊行物，その他

(1)学会抄録集

(2)班研究報告書

(3)Letter to the editor

5. 本会の主催する学術集会でヘルニアに関する発表を筆頭演者として 2 回以上行っている。

6. 本会主催の学術集会の参加を 3 点、本会主催の教育セミナー参加を 1 点とし、15 点以上を所持している。これらに参加したことは参加証によって証明できること。

7. 申請者は、本会へ連続 5 年以上会員であり、会費を完納していること。

（2）上記条件を充たさないが、施設の教育的代表者として理事会が特に推薦する会員を教育的評議員選考の対象とする。

（3）各支部会から推薦された教育的評議員申請により理事会の議をへて承認された会員を評議員選考の対象とする。

（4）申請の締め切りは 2 月末とし、評議員選考委員会にて 3 月に審査を行い、4 月の理事会で選任する。